

広島県告示第千九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和七年一月六日までの間、縦覧に供する。

令和六年十二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道音戸倉橋線	呉市音戸町田原一丁目二四〇二番一地从先から 呉市音戸町田原一丁目二四〇二番一地从先まで	令和六年二月一六日